

地域活動支援センター等支援助成要項

【対象事業年度:令和2年度】

1 目的

新潟県内の地域活動支援センター及び法定外の障害者小規模作業所に対して施設整備費等を助成する。

2 対象施設

地域活動支援センター内の就労支援施設、及びグループホーム・障害者小規模施設内の就労支援施設で法定法人以外の者又はNPO法人が運営するもの

ただし、相当の繰越金等を有する法人（当期末支払資金残高とその他積立金※の合計額が、前年度経常収入の1/2を超える法人。※修繕積立金・備品等購入積立金等は除く。）は原則として対象としないが、積立金とせず繰越金として計上している場合は理由書を提出すること。

3 対象事業

対象施設が実施している障害者等への就労支援事業

4 対象事業年度

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施する事業。なお、建物の修繕や備品・車両の購入については令和2年9月30日までに完了する事業を原則とするが、やむを得ない事情があると認められる場合には令和3年3月31日までに完了する事業も対象とする。）

5 対象経費及び助成基準

- ① 社会参加や自立支援のための研修・交流会等の開催費、自主製品の材料購入費等（ただし、公費助成のない施設は上記に加え運営費である施設賃借料、光熱水費、通信費も対象とする。）

助成額 15万円以内（公的助成のない施設は30万円以内）

助成率 事業費の100%以内

- ② 建物の修繕費

助成額 50万円以内

助成率 事業費の90%以内

- ③ 作業用備品の整備費

助成額 30万円以内

助成率 事業費の90%以内

- ④ 送迎用車両及び授産物品運搬用車両の購入費（専ら事務用に利用する車両及び中古車の購入費は対象としない。また、自動車登録諸費用や保険料、保守契約費用等の維持管理費は対象外経費とする。）

助成額 100万円以内

助成率 事業費（対象外経費を除く。）の90%以内

6 留意事項

5の事業のうち②③④についてはいずれか1つの事業とし、複数申請はできません。
また、②③④については連年の申請をすることはできません。

7 応募方法及び助成決定

- ① 所定の申請書、添付書類を施設所在地の市町村共同募金委員会・分会（社会福祉協議会内）へ提出
- ② 申請締切 令和元年5月20日（月）※当日の消印有効
- ③ 助成決定 申請内容を審査のうえ令和2年3月開催の理事会で決定

8 その他

助成を受けたときは、当会が指定する助成明示を行うことを条件とする。

9 問い合わせ先

社会福祉法人新潟県共同募金会

〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

TEL 025-281-5532 FAX 025-281-5533

ホームページ <http://www.akaihane-niigata.or.jp/>